

和ト協発第93号
令和3年9月10日

会 員 殿

公益社団法人和歌山県トラック協会
会 長 阪 本 享 三

自動車点検整備推進運動の実施について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきましては、本年度も自動車使用者の保守管理意識の高揚、適切な点検整備の実施、交通事故や公害の防止を図ることを目的に、「自動車点検整備推進運動」が実施されますが、令和3年9月1日（水）から9月30日（木）までの1ヶ月間を全国統一の強化月間として、また、10月1日（金）から10月31日（日）を地方独自強化月間として、別紙のとおり実施する旨、近畿運輸局和歌山運輸支局長より通知がございました。

また、全日本トラック協会におかれましては、トラック運送業界独自の取り組みとして「トラック運送業界における点検整備推進運動」を全国的に実施することとしております。

つきましては、貴社（店）におかれましても本運動の趣旨をご理解頂き、運輸支局等が実施依頼する重点点検の実施にご協力頂くと共に、別添3の実施要領に基づき、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を実施し、別添の自主点検表に9月及び10月の実施状況をご記入頂き11月8日までに和歌山県トラック協会宛ご報告頂きますようお願い致します。

※尚、実施細目等につきましては下記ホームページをご覧ください。

和歌山県トラック協会ホームページ（<http://www.watokyo.org/>）

>お知らせ>トピックス>自動車点検整備推進運動の実施について

和運整第135号の3

令和3年8月18日

公益社団法人 和歌山県トラック協会会長 殿

近畿運輸局 和歌山運輸支局長

自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

平素は、国土交通行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっています。

一方で、昨年交通事故による死者数は2,839人、負傷者数は37万人と年々減少しているものの、依然として多くの方が被害に遭われている厳しい状況が続いています。

このような状況の中、大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発し深刻な状況となっており、バスについては、車齢の高い車両も数多く使用されているという中で、火災事故も目立ってきていることをはじめ、車体フレーム腐食による事故などの自動車の不具合による事故が発生しています。

また、今や国産メーカーの製造する乗用車の約9割に衝突被害軽減ブレーキが搭載されるなど、先進安全技術を搭載した自動車が急増しています。これらの自動車には、カメラ、センサーなど数多くの電子装置が搭載されていますが、使用中の故障や不具合が発生し、予期せぬ事故やトラブルにつながった事例があることに留意する必要があります。

これらを踏まえ、車両の安全確保のためには予防的な点検・整備を確実に行うことが、ますます重要となります。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられていますが、そのことが自動車ユーザーに十分理解されておらず、その実施状況は乗用車で6割程度に留まり、十分に実施されていない状況です。自動車ユーザーには保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう取組むことが必要不可欠です。

このため、当支局においても、年間を通じ「自動車点検整備推進運動」を実施していますが、令和3年9月1日（水）から9月30日（木）までの1ヶ月を全国統一月間として、また、令和3年10月1日（金）から10月31日（日）までの1ヶ月を地方独自強化月間として、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することとしております。

つきましては、この趣旨をご理解いただき、使用されている車両について、点検整備の実施を徹底していただくと共に別添の実施細目に基づき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、貴会傘下会員等に対し本運動が円滑に推進できますよう、ご協力をお願い申し上げます。

(別添)

令和3年度「自動車点検整備推進運動強化月間の実施細目」

近畿運輸局

主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にしつつ、以下、各組織の特性を生かした取組を実施する。その際において、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対策の実施や取組の見直しを行うことなどにより、本運動の実施体制を確立するものとする。

I 運輸局・運輸支局等・自動車検査登録事務所実施事項

1. 自動車の点検・整備を推進するための広報啓発活動

(1) イベント等の実施

- ① 近畿運輸局、近畿運輸局管内各運輸支局、神戸運輸監理部兵庫陸運部、近畿運輸局管内自動車検査登録事務所及び神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所（以下、「各運輸支局等」という。）は、自動車関係団体（15 団体）で組織する「近畿地区自動車点検整備推進協議会」（以下「近畿地区協議会」という。）が開催するイベントが円滑に開催できるようバックアップする。

なお、イベント名称には「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、本省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用する。

※近畿地区協議会の自動車関係団体（順不同）

近畿地区自動車整備連絡協議会、自販連近畿ブロック協議会、近畿バス団体協議会、（一社）近畿トラック協会、中販連近畿連絡協議会、自家用自動車団体近畿協議会、関西ディーゼルポンプ振興会、全国石油商業組合連合会近畿支部、（一社）日本自動車連盟関西本部、日本二輪車普及安全協会近畿ブロック統括事務局、軽自動車近畿ブロック協議会、（一社）大阪自動車会議所、（一社）日本自動車タイヤ協会近畿支部、近畿ハイヤー・タクシー協議会及び近畿地区レンタカー協会連合会

- ② 各運輸支局等は、近畿地区協議会の協力を得ながら、イベント来場者等を対象に、本運動の関心及び点検・整備の必要性や重要性の認識についてのアンケート調査（全国統一様式を基本）を行う。

(2) 総合的な広報・啓発活動の実施

- ① 各運輸支局等は、自動車点検整備推進運動の実施計画を公表する。
- ② 各運輸支局等は、本省で作成されたポスターや立て看板等を来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口などへ備え置く又は配布する。

なお、一般の自動車ユーザーを対象としたポスター・チラシ等については、イベント等に参加した女性や10代から30代の若者世代の自動車ユーザーへ積極的に展開するよう努める。

また、次のツールを活用した広報・啓発を積極的に実施するよう努める。

- ・マスメディア（テレビ、新聞を中心。以下同じ。）、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）等の利用（女性や10代から30代の若者世代を焦点）
- ・啓発ワッペン及びのぼりの利用
- ・公共施設、競技場等の電光掲示板の利用
- ・バス車両の前面を利用した横断幕の掲示
- ・本省、協議会、各運輸支局等及び近畿地区協議会が作成した啓発活動支援ツールの利用

③ 各運輸支局等は、高速道路、一般道路や警察等の広報電光掲示板等を活用した啓発活動の実現に努める。

また、地方公共団体で発行する広報紙や自治会回覧紙に掲載を依頼するなどして、より広く自動車ユーザーに確実な点検・整備の実施を呼びかけるよう努める。

- ④ 各運輸支局等は、令和3年10月から始まる新点検項目「車載式故障診断装置の診断の結果」や大型車の車輪脱落事故、車両火災事故及び車体フレーム腐食による事故防止対策について、チラシを窓口などへ備え置く又は配布するなどして、自動車ユーザーに対し確実な点検・整備の実施を啓発する。
- ⑤ 各運輸支局等は、庁舎の館内放送、イントラネット等によって、所属職員（可能であれば来庁者も含む。）にマイカーの確実な点検・整備の実施を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。
- ⑥ 各運輸支局等は、近畿地区協議会及び大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）の構成団体の地方組織による啓発活動が円滑に実施されるようバックアップする。
- ⑦ 各運輸支局等は、文書を発送する際、封筒等に点検整備の確実な実施を呼びかけるゴム印等を押印し発送する。

（3）講習等の実施

各運輸支局等は、自動車ユーザー（整備管理者を選任している事業者など）を対象とした講習会を計画し、受講者に対し本運動の趣旨、実施事項等について周知するとともに点検・整備の必要性や重要性の啓発に努める。

また、近畿地区協議会が実施する点検・整備に関する実技講習や無料点検に協力する。

（4）整備不良等に起因する事故防止の啓発

各運輸支局等は、近畿地区協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、整備不良等に起因する大型車の車輪脱落事故、車両火災事故及び車両故障事故を防止するため、整備管理者研修、運行管理者講習、自動車検査員研修、整備主任者研修等の機会を活用して、受講者に対し本運動の目的、実施事項等について周知するとともに点検・整備の必要性や重要性の啓発に努める。この場合において、別紙の資料や連絡会構成団体の製作ツール等を活用するとともに、DPF（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用方法などを交えながら、点検・整備の確実な実施による事故防止について周知を行う。

特に、整備管理者研修等に自家用自動車の整備管理者の自主的な参加を促すよう努めるとともに、大型トラック事業者が選任する整備管理者に対する研修においては、「大

型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策」（以下「車輪脱落事故防止緊急対策」という。）に基づく適切なタイヤ交換作業や貸切バス事業者が選任する整備管理者に対する研修において、「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく整備管理方法について教示する。

（5）出前講座等の実施

各運輸支局等は、近畿地区協議会の協力を得ながら、自動車整備士養成施設等に赴き、別紙の資料等を活用し、点検・整備の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明する出前講座を行うよう努める。

また、自動車教習所や運転免許センターに対して、ポスターの掲示等の要請のほか、その機関に指導教員として所属する職員へ、学科教本の中に記載されている点検・整備の必要性や重要性と実施方法について、受講生に対し特に強力に指導を行ってほしい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。

2. 自動車ユーザーに対する調査・指導等

（1）ハガキ等による点検整備実施状況の調査・指導等

- ① 各運輸支局等は、前検査でユーザー車検を行う自動車ユーザーに対し、検査受付時に定期点検整備を確実に実施するよう指導等を行う。なお、事業用自動車及び自家用大型貨物自動車ユーザーに対しては、事前の周知を行った上で中間の点検（3ヶ月定期点検等）の実施状況についても確認し指導等を行う。
- ③ 各運輸支局等は、不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口に寄せられた情報を基に、該当する車両のユーザーに対しハガキを送付して自主点検を促すとともに、点検・整備の必要性や重要性を啓発する。
- ④ 各運輸支局等は、確実な定期点検整備の励行を促進するため、自動車検査証備考欄や検査標章裏面に継続検査時の点検整備実施状況について記載し、自動車ユーザーへ周知する。

（2）街頭検査等での啓発・指導

- ① 各運輸支局等は、近畿地区協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、街頭検査を活用してチラシ等の配布を行い、点検・整備の必要性や重要性の啓発を行うとともに、点検整備済ステッカーや自動車検査証備考欄及び検査標章裏面の点検実施状況の情報を活用し、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の確実な励行を指導する。なお、期日の過ぎた点検整備済ステッカーは保安基準不適合となるため、剥がすよう指示する。
- ② 各運輸支局等は、自動車運送事業者に対して、車輪脱落事故防止緊急対策1.（2）②に基づく事故防止対策の徹底を図るための周知・指導を計画的に実施する。

（3）重点点検の実施

- ① 各運輸支局等は、近畿地区協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得て、大型車について、ホイールの取付状態や燃料装置、車体フレームの腐食状態等の本省が選定する箇所に係る点検・整備の重点的な実施及び結果報告を運送事業者へ要請する。

② 各運輸支局等は、近畿地区協議会と効果の得られる地域や点検内容等を協議し、次の事項を重点的に実施するよう関係事業者へ要請する。

- ・ 運送事業者の事業用自動車を対象とし、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）の点検・整備を実施する。
- ・ 整備事業場に入庫した一般整備車両を対象とし、自動車ユーザーの理解を得て実施する黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備を実施する。

（４）公用車の定期点検整備実施の徹底

各運輸支局等は、各運輸支局等が使用する公用車について、車種に応じた適切な点検・整備の励行を図る。

3. 地方独自の実施事項等

各運輸支局等は、近畿地区協議会、近畿地区自動車整備連絡協議会及び管内各府県自動車整備振興会の協力のもと、「点検・整備推進 Car（点検・整備啓発ラッピング車）」を運行し、点検・整備励行の広報活動を行うとともに、各運輸支局等及び近畿地区協議会で組織する「キャラバン隊」を結成し点検・整備の重要性を訴える周知活動を行う。

II 近畿地区点検整備推進協議会等実施事項

1. 自動車の点検・整備を推進するための広報啓発活動

（１）イベント等の実施

① 近畿地区協議会は、地域の実情等を踏まえ、より多くの自動車ユーザー等に点検・整備の必要性や重要性が伝わるような地域イベントの開催に努める。

なお、一般来場者の参加が多く見込める日時、場所や催し内容に配慮し、近年のアンケート調査結果を受けて、次の内容を踏まえた地域イベントの開催に努める。

- ・ 日常点検について、面倒であることや知識がないことを理由に実施しない人に対しては、「無料点検コーナー」や「マイカー点検教室」等の参加・体験・実践型の催しを通して、点検・整備の実施方法等を説明することで、自動車ユーザーが身近に感じて誰もが実施できる内容であることをPRする。
- ・ 定期点検について、車検を受けていることや金銭的に節約することを理由に実施しない人に対しては、「点検・整備なんでも相談コーナー」等を活用し、新品部品と使用により劣化した部品のサンプルをみせながら定期点検を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えて、定期点検整備の必要性を説明するとともに、車検と定期点検整備の違いや車検時と比較して費用や手間がかからないことをPRする。

② 地域イベントにおいては、その名称に「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、国土交通省と協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用するとともに、マスメディアを活用して積極的なイベントPRを行い、マスメディアに多く取り上げられる

ことを通じてイベントに参加しない自動車ユーザーにもイベントの効果が波及するよう努める。

(2) 総合的な広報・啓発活動の実施

- ① 国土交通省で作成するポスターを来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口や応接コーナー等へ備え置く又は配布して、来訪者に広報する。
- ② 定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、別紙の資料等を活用し、点検・整備を怠った場合の不具合事例や事故事例、経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明し、確実に点検・整備を実施するように呼びかける。
- ③ 連絡会構成団体の地方組織は、国土交通省や連絡会で作成する大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止に必要な点検・整備を啓発する広報物等を来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口や応接コーナー等へ備え置く又は配布して、来訪者に広報する。

なお、大型車の車輪脱落事故防止の取り組みについては、車輪脱落事故防止緊急対策も踏まえて広報啓発を実施する。

- ④ マスメディア等を活用して、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。

なお、マスメディアを活用して広告する場合は、本省及び協議会で作成したキャッチコピーやロゴ等を活用する。

- ⑥ ウェブサイト、SNS及びデジタル広告を活用し点検・整備の必要性や重要性を呼びかけるとともに、日常点検の実施方法が確認できるようにする。

なお、スマートフォン・携帯電話からも閲覧できるよう配慮する。

ホームページ：<http://www.tenken-seibi.com>

スマートフォン・携帯電話：<http://tenken-seibi.com/m/>

- ⑦ 各団体で実施している会議の機会や会報、機関誌及びホームページ等を利用して傘下会員及び参加者等へ点検・整備の必要性や重要性を周知する。
- ⑧ 整備工場又は販売店において、定期点検整備の実施時期が近づいた自動車ユーザーに対して、ハガキ等により定期点検実施を案内するなど、確実な点検・整備の実施を呼びかける。
- ⑨ 各団体において保有する車両や会員等が使用する車両の車種に応じた適正な点検・整備の実施を図る。
- ⑩ 社屋、営業所等における館内放送等によって、所属職員等にマイカーの確実な点検・整備の実施を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。
- ⑪ 近畿地区協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から協力要請があった場合は、講習・出前講座等の実施に協力する。

2. 自動車ユーザーに対する調査・指導等

(1) 街頭検査での啓発・指導等

近畿地区協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から協力要請があった場合は、街頭検査での啓発活動に協力する。

(2) 重点点検の実施

- ① 国土交通省からの要請を受け、重点点検対象の大型車について、ホイールの取付状態や燃料装置、車体フレームの腐食状態等の国土交通省が選定する箇所に係る点検・整備の重点実施及び結果報告に協力する。

また、各運輸支局等からの要請を受け、運送事業者の事業用自動車について、黒煙濃度の悪化に影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）に係る点検・整備を重点的に実施するよう協力する。

- ② 各運輸支局等からの要請を受け、入庫した一般整備車両について、自動車ユーザーの理解を得ながら黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）に係る点検・整備の重点実施に協力する。

3. 地方独自の実施事項等

近畿地区協議会、近畿地区自動車整備連絡協議会及び管内各府県自動車整備振興会は、各運輸支局等と連携して「点検・整備推進 Car」を運行し、確実な点検・整備の実施を呼びかける。

近畿地区協議会の構成団体は、各運輸支局等及び地方協議会で組織する「キャラバン隊」の周知活動の企画並びにその取り組みの実施に協力する。

Ⅲ 各運輸支局等・近畿地区協議会等構成団体別実施事項

1. 地域イベントの開催

●各運輸支局等

- a) 自動車点検整備推進運動の実施計画を公表する。
- b) イベントが円滑に開催されるよう協力する。
- c) 近畿地区協議会各団体が開催するイベント等に積極的に協力（例：休日の各運輸支局等の敷地の提供、「自動車なんでも相談窓口」の設置等による協力等）し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。
- d) パネル展示等により、エンジンオイルのメンテナンス不足から車両火災に至るメカニズムを紹介する。
- e) イベントについては、その名称に「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、キャッチコピー、ロゴ等を活用する。
- f) 全国統一様式を基本としたアンケート調査を実施する。
- g) 「キャラバン隊」において、各地方自治体の協力を得て、市町村役場、大型モール、道の駅等「点検・整備何でも相談コーナー」を開催する。

●近畿地区自動車点検整備推進協議会（15団体）

- a) 近畿地区協議会各団体でより多くの自動車ユーザー等に点検・整備の必要性や重要性が伝わるイベントを開催する。

- b) イベントについては、その名称に「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、キャッチコピー、ロゴ等を活用する。
- c) イベントについては、テレビ、ラジオ、雑誌等（以下「マスメディア等」という。）で広報を行うとともに、マスコミに対しても積極的にPRを行い、マスコミに取り上げられることを通じてイベントに参加しない自動車ユーザーにもイベントの効果が波及するよう努める。
- d) 幅広く点検・整備に対する意識調査を実施するため、インターネットを活用したアンケート調査を実施する。
- e) 近畿地方色のある啓発ツールを製作し、各イベントやキャラバン隊で活用する。
- f) 「キャラバン隊」が開催するイベント等に協力する。
- 近畿地区自動車整備連絡協議会、自販連近畿ブロック協議会、中販連近畿連絡協議会、関西ディーゼルポンプ振興会、JAF関西本部、軽自動車近畿ブロック協議会、日本自動車タイヤ協会大阪支部、
 - a) イベントの中で、点検・整備の必要性や重要性を啓発するためのブースを展開する。（任意）
 - b) 展示コーナーで使用する新品部品と使用により劣化した部品のサンプルを提供する。
 - c) 点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
「点検・整備なんでも相談コーナー」、「無料点検コーナー」等の参加・体験・実践型の催しを設けるよう努める。

2. マイカー点検教室等の開催

- 近畿地区自動車整備連絡協議会
 - a) 各自動車整備振興会では、マイカー点検教室等を開催し、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。その際、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
 - b) 定期点検整備の必要性と保守管理の重要性について説明した動画（DVD）を活用し、ユーザーへの啓発に努める
 - c) 自動車のカット・エンジン、ブレーキ装置模型、カット・シャシ模型等を活用し、ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。
- 自販連近畿ブロック協議会、日本二輪車普及安全協会、軽自動車近畿ブロック協議会

販売店では、自動車点検整備推進運動の強化月間中における新車の発表会等を利用して、自動車ユーザーを対象に無料点検等を実施し、点検・整備の必要性や重要性について呼びかける。また、大型車ユーザーにも啓発するように努める。
- JAF関西本部

各支部では、マイカー点検教室等を開催し、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

3. ポスターの掲示

●各運輸支局等

- a) 各運輸支局等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。なお、一般の自動車ユーザーを対象としたチラシ等については、イベント等に参加した女性や10代から30代の自動車ユーザーへ積極的に展開するよう努める。
- b) 各運輸支局等において、各地方公共団体、公共交通機関、高速道路株式会社等に掲示についての協力を要請する。

●自動車技術総合機構

検査部・事務所を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。

●軽自動車検査協会

事務所・支所を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。

●自販連近畿ブロック協議会、中販連近畿連絡協議会、軽自動車近畿ブロック協議会、日本二輪車普及安全協会、日本自動車タイヤ協会大阪支部

販売店等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。

●近畿地区自動車整備連絡協議会

各自動車整備振興会は、マイカー点検教室等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。

●JAF関西本部

各支部等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。

●近畿バス団体協議会、近畿トラック協会、近畿ハイヤー・タクシー協議会、近畿地区レンタカー協会連合会、全国石油商業組合連合会近畿支部、大阪自動車会議所、関西ディーゼルポンプ振興会、自家用自動車団体近畿協議会
営業所等の利用者または、自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。

4. チラシの配布

●各運輸支局等

- a) 各運輸支局等に備え置き、窓口を利用する自動車ユーザー等に配布する。なお、一般の自動車ユーザーを対象としたチラシ等については、イベント等に参加した女性や10代から30代の自動車ユーザーへ積極的に展開するよう努める。
- b) 各運輸支局等は、各地方公共団体、公共交通機関、高速道路株式会社等に対し、窓口へのチラシの備え置きについて協力を要請する。
- c) 検査を受けるために自動車ユーザー自らが運輸支局等に訪れる際や街頭検査の機会等を活用し周知する。特に、自動車検査証備考欄に記載の点検実施状況の情報を活用し、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。
- d) 整備管理者研修、運行管理者講習、自動車検査員研修、整備主任者研修等の機会を活用し、点検・整備の必要性や重要性を受講者に周知する。

●自動車事故対策機構

国土交通省で作成したチラシを、運行管理者講習の受講者及び適性診断の受診者に対して配布し、自動車ユーザー等に点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●自動車技術総合機構

- a) 検査部・事務所に備え置き、窓口を利用する自動車ユーザー等に広報する。
- b) 検査を受けるために自動車ユーザー自らが検査場に訪れる際や街頭検査の機会等を活用し周知する。特に、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の実施を呼びかける。

●軽自動車検査協会

- a) 事務所・支所に備え置き、窓口を利用する自動車ユーザー等に広報する。
- b) 検査を受けるために自動車ユーザー自らが検査場に訪れる際や街頭検査の機会等を活用し周知する。特に、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の実施を呼びかける。

●自販連近畿ブロック協議会、中販連近畿連絡協議会、軽自動車近畿ブロック協議会、日本二輪車普及安全協会、日本自動車タイヤ協会大阪支部

- a) 販売店、展示場等に備え置き、店頭を訪れる自動車ユーザー等に周知する。特に、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の実施を呼びかける。
- b) 販売店等で開催する催し物において、来場する自動車ユーザー等に対し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。
- c) 自動車を販売する際に、購入者に対して点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●近畿地区自動車整備連絡協議会

- a) 整備工場等に備え置き、自動車ユーザー等に周知する。特に、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。
- b) 各地方自動車整備振興会が開催するマイカー点検教室等を活用し、受講者に配布する。
- c) 自動車検査証備考欄に記載の点検整備実施状況等に関する資料を活用して点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●J A F 関西本部

- a) 各支部等に備え置き、あらゆる機会を捉えて自動車ユーザー等に周知する。特に、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。
- b) 各支部で開催するマイカー点検教室等を活用して、受講者に対し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●近畿バス団体協議会、近畿トラック協会、近畿ハイヤー・タクシー協議会、近畿地区レンタカー協会連合会、全国石油商業組合連合会近畿支部、大阪自動車会議所、関西ディーゼルポンプ振興会、自家用自動車団体近畿協議会
会員各社等に送付し、本運動の趣旨、実施事項等について周知する。

5. マスメディア等による広報（キャッチコピー、ロゴ等の挿入）

●各運輸支局等

- a) 点検・整備に係る啓発記事等を政府広報に掲載し、自動車ユーザーに点検・整備の確実な実施を呼びかける。
- b) 各運輸支局等においても、各地方公共団体の広報紙等への掲載を依頼し、より広く自動車ユーザーに点検・整備の確実な実施を呼びかける。

- c) 集客の見込める施設又は催し物等（J リーグのスタジアム、プロ野球の球場等）の電光掲示板を活用した広報活動等、注目度の高い媒体を活用した啓発活動の実現に努める。
- b) マスメディア等により広告する場合は、本省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。
- 各運輸支局等、近畿地区協議会
 - a) 日常及び定期点検整備の励行に関するウェブコンテンツを制作・掲載し、周知する。
 - b) 雑誌等に点検・整備に関する記事を掲載する。
 - c) 上記 a)、b)において別紙の資料等を活用し、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
- 近畿地区自動車整備連絡協議会
 - a) ラジオ、新聞等により、点検・整備の確実な実施等について呼びかける。
 - b) 上記 a)において点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
 - c) マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。
- 自販連近畿ブロック協議会、軽自動車近畿ブロック協議会、日本二輪車普及安全協会、新聞、雑誌等に広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する。
- 近畿バス団体協議会、近畿トラック協会、近畿地区自動車整備連絡協議会、自販連近畿ブロック協議会、連絡会構成団体の地方組織
 - a) マスメディア等を活用し、大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止のため、確実な点検・整備の実施を呼びかける。
 - b) 大型車の車輪脱落事故が多い地域においては、大型車ユーザー等へ訴求効果のある時期や内容に配慮した広報に努める。

6. のぼり、垂れ幕、横断幕等の掲示

- 各運輸支局等、自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

「自動車点検整備推進運動実施中」のワッペンの着用を行うとともに、各運輸支局等を訪れる自動車ユーザーの目につきやすい箇所にのぼりを設置する。

各運輸支局等は、近畿地区自動車整備連絡協議会と連携して「点検・整備推進 Car」を運行し、確実な点検・整備の実施を呼びかける。
- 近畿地区自動車整備連絡協議会

各自動車整備振興会、整備工場及びマイカー点検教室を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。その際、キャッチコピー、ロゴ等を使用することにより、統一感のある広報の実施に努める。

各運輸支局等と連携して「点検・整備推進 Car」を運行し、確実な点検・整備の実施を呼びかける。
- 近畿バス団体協議会

乗合バス車両の前面に横断幕を掲示することにより、点検整備推進運動の周知に努める。

7. ハガキの送付等

●各運輸支局等

黒煙の排出量の多い自動車ユーザーへの点検・整備の啓発を図るため、不正改造車・黒煙110番に寄せられた情報を基に、自動車ユーザーに対し、点検・整備を促すハガキを送付し、点検・整備の必要性や重要性を訴える。

●自販連近畿ブロック協議会、軽自動車近畿ブロック協議会、日本二輪車普及安全協会

販売店では、定期点検整備の実施時期の近づいた自動車ユーザーに対して、定期点検整備の実施について呼びかける。

●近畿地区自動車整備連絡協議会

整備工場では、定期点検整備の実施時期の近づいた自動車ユーザーに対して、定期点検整備の実施について呼びかける。

8. その他

●各運輸支局等

- a) 各運輸支局等が保有する公用車について、車種に応じた適切な点検・整備の励行を図る。また、他省庁及び地方自治体が保有する公用車について、点検・整備の実施状況を把握するとともに、確実な予算の確保と執行を含めた、適切な点検・整備の励行を図る。
- b) 庁舎の館内放送・イントラネット等によって、所属職員にマイカーの点検・整備の実施励行を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。
- c) 確実な定期点検整備の励行を促進するため、自動車検査証備考欄に継続検査時の点検整備実施状況について記載し、自動車ユーザーへ周知する。
- d) 前検査でユーザー車検を行う事業用自動車及び自家用大型貨物自動車ユーザーに対し、事前の周知を行った上で受付時に、中間の点検（3ヶ月定期点検等）の実施状況についても確認し、必要に応じて点検・整備の確実な実施の指導等を行う。
- e) 街頭検査の機会等において、前面ガラスに期日の過ぎた「点検整備済ステッカー」が貼付されていないか確認し、貼付されている場合には、剥がすよう指示するとともに定期点検整備の必要性や重要性を強く訴える。
- f) 運送事業用の大型車ユーザーに対し、ホイールの取付状態や燃料装置等に関する重点点検の実施、結果報告への協力を依頼する。特に、別紙の資料等を活用し、タイヤ・ホイールの脱落事故及び車両火災事故防止に向けた確実な点検・整備の実施を啓発する。
- g) エンジンオイルの劣化、オイルフィルタの誤った取付け、ブレーキペダルの戻り不良による車両火災事故、ブレーキ液やブレーキホースの劣化による車両事故、バッテリーの爆発事故等を防止するため、整備管理者研修等を通じてこれらの事故の情報を展開し、適切な点検・整備励行を呼びかける。また、整備管理者研修においては、DPF（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用方法について周知する。

●近畿地区自動車整備連絡協議会

オリジナルで作成したスマートフォンアプリ（点検・整備の実施時期の告知機能等）の周知及び活用促進させることで、ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

●近畿地区自動車整備連絡協議会、自販連近畿ブロック協議会、

近畿ハイヤー・タクシー協議会、日本自動車タイヤ協会大阪支部

大型車のタイヤ脱着を伴う点検・整備やタイヤ交換作業を行ったときは、車両の引き渡し時等において、大型車ユーザーに「増し締めの実施が必要である」ことが確実に伝わるよう、点検整備記録簿・作業実施報告書等にわかりやすく記載して説明するとともに、チラシ等を活用して増し締めの励行について周知するよう努める。

なお、傘下事業者において、増し締めを実施したときは、点検整備記録簿・作業実施報告書等に「増し締め実施済み」と記載しておく。

●近畿トラック協会、近畿バス団体協議会、近畿地区自動車整備連絡協議会、近畿ハイヤー・タクシー協議会、自販連近畿ブロック協議会、近畿地区レンタカー協会連合会

- a) 国土交通省から要請される重点点検の実施及び結果報告並びに各地方運輸局又は各運輸支局等から要請される黒煙濃度の悪化に影響の与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）の点検・整備の重点実施について、傘下会員の運送事業者へ協力を依頼する。
- b) 各運輸支局等が実施する講習・出前講座等に協力し、傘下会員・事業者等に対する自動車保守管理意識の高揚及び点検・整備に起因する事故防止を図る。

自動車点検整備推進運動において使用する啓発資料

プレス資料	通達等
・「エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について」（平成24年7月プレス資料）	—
・「ブレーキ装置のメンテナンスにより事故を未然に防ぎましょう」（平成25年12月プレス資料）	—
・「ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう」（平成26年7月プレス資料）	—
—	・「自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について」（平成27年4月30日付け、国自整第38号）
—	・大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故防止について（平成27年9月10日付け、国自整第196号）
・2月は、大型自動車等の車輪脱落事故の発生ピーク！（平成29年1月プレス資料）	・大型自動車等の車輪の脱落事故防止について（平成29年1月31日付け、国自整第315号）
—	・ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について（平成29年11月14日付け、国自整第213号）
・事故ゼロを目指して！大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンを実施（令和2年10月30日プレス資料）	・大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策の実施について（令和2年10月30日付け、国自安第110号、国自旅第261号、国自貨第54号、国自整第188号）
・事故の恐ろしさを知って！大型車の車輪脱落事故（令和2年12月15日プレス資料）	—
・事業用バス火災事故の防止の徹底について（平成28年2月プレス資料）	・事業用自動車の車両火災事故に向けた保守管理の徹底について（平成28年2月19日付け、国自整第370号、国自安第254号） ・バスのスプリング式補助ブレーキを備えた車両の火災事故防止の徹底について（平成28年2月19日付け、国自安第249号、国

	自整第365号)
・ディファレンシャル・オイルの不足等 にご注意下さい(平成28年3月プレス資料)	・ディファレンシャル・オイル不良による火災事故防止の徹底について(平成28年3月4日付け、国自安第268号、国自整第393号)
・全てのバス事業者に『バス火災事故防止のための点検整備のポイント』を通知しました(平成28年4月プレス資料)	・車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について(平成28年4月22日付け、国自整第16号、国自安第6号)
・トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！(平成28年6月プレス資料)	・トレーラ火災の未然防止に関する注意事項の周知について(平成28年6月23日付け、国自審第509号、国自安第53号、国自整第73号)
	・バスの車両火災事故防止の徹底について(平成28年6月23日付け、国自安第58号、国自整第76号)
・「三菱ふそうトラック・バス(株)製の大・中型バスについて 車両床下部の腐食に関する無料点検を速やかに受けてください」(平成28年7月プレス資料)	・三菱ふそうトラック・バスの大・中型バスの車両床下部の腐食点検について(平成28年7月26日付け、国自整第127号)
—	・事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について(平成27年12月25日付け、国自整第321号)
—	・自動車の車枠・車体等の適切な点検整備の実施について(平成27年12月25日付け、国自整第322号)
・「「貸切バス予防整備ガイドライン」を策定しました。」(平成29年3月プレス資料)	・貸切バスの確実な点検整備の実施の徹底について(平成29年3月28日付け、国自整第398号)

令和3年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」

実 施 要 領

令和3年5月27日

公益社団法人全日本トラック協会

第1. 目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である。一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がることが多く、特に大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、車輪脱落事故や不具合等による事故防止をはじめ、環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められている。

さらに、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、また、平成30年10月1日には車両総重量8トン以上のトラックのスペアタイヤ等が新たに3ヶ月毎の定期点検項目に追加されるなど、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底して行く必要がある。

また、近年、大型トラック（車両総重量8トン以上）の車輪脱落事故が急増しており、ホイール・ナットの緩みの点検の確実な実施が必要です。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、全国的に「トラック運送業界における点検整備推進運動」を展開する。

第2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、令和3年9月1日(水)から9月30日(木)までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、地域事情に応じて各都道府県トラック協会が独自に設定する1ヶ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施する。

第3. 実施内容と周知方策

1. 実施項目

(1)「大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関誌（紙）やホームページ等を活用し、大型トラックのホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

①法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

重点点検項目

点検時期		3ヶ月点検	12ヶ月点検
点検箇所			
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	同左 機能

②貨物運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、重点点検期間中（9月1日～11月30日）、法定点検時期の有無に係わらずに一回以上、ホイール・ナットの緩みの重点点検を実施する。なお、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向があることから、重点点検期間中に冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することが望ましい。

(2) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」

黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知する。

(3) 「DPF（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用方法に関する啓発」

確実な定期点検の実施、DPFに堆積したアッシュ（灰分）の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油（S10）の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、DPF装着車両の正しい使用方法についての周知を図る。

2. 周知方策

- (1) 全ト協において、全ト協機関紙「広報とらつく」及びホームページ等により、本運動の周知を図る。
- (2) 各都道府県トラック協会において、ホームページ及び機関誌（紙）等を活用し、全会員事業者等へ周知を図る。
- (3) 地方適正化事業実施機関における事業者巡回指導の際に、各事業所へ本運動の啓発・指導を実施する。
- (4) 業界紙等に本運動の広告を掲載する。

第4. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 本実施要領を参考に、各都道府県トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 全国統一の強化月間（令和3年9月1日（水）～9月30日（木））における各都道府県トラック協会の実施結果及び、地域事情に応じて各都道府県トラック協会独自で設定した1ヶ月間の「地方独自強化月間」における実施結果については、別添4の様式により全ト協交通・環境部あて提出するようお願いします。
- (3) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施」については、会員事業者における全国統一の強化月間（9月）及び「地方独自強化月間」の実施状況を取りまとめ、別添5の様式により全ト協交通・環境部までご報告ください。
- (4) 上記（2）（3）の提出期限は、11月19日（金）までとしますが、「地方独自強化月間」が11月以降の場合は、終了後速やかご提出願います。

以 上

公益社団法人和歌山県トラック協会 行き

FAX:073-422-6121

事業者名

令和3年度「自動車点検整備推進運動」

運送事業者による自主点検結果(9月、10月実施分)

	9月	10月
エア・クリーナを清掃した車両数(①)	台	台
エア・クリーナを交換した車両数(②)	台	台
エア・クリーナの清掃、交換の必要がなかった車両数(③)	台	台
点検を実施した車両総数(①+②+③)	台	台